



ご注意：この日本語文書はあくまで“International Tuition Agreement”の参考和訳とお使いください。法的拘束力はございません。

授業提供に関するアグリーメント

当事者：カイアポイ高校(学校)と親/エージェント/保護者と生徒(授業を受けるもの)

1. 学校はニュージーランド文部省の外国人留学生の採用、福祉および支援に関する実務規範に基づき授業を提供する。
 - 1.1 上記の当事者は、学校が授業サービスを生徒の両親に提供する旨の契約をする。授業を受けるのは生徒であり契約者ではない。
 - 1.2 このアグリーメントが当事者間にて把握、理解されている条項の全てであり、事前の約束、提示、理解や合意を無効にするものである。このアグリーメントの文言の変更がある場合は書面により両親に知らされる。また、このアグリーメントの文言は生徒が学校に在籍している間、有効である。
2. 生徒の両親は学校長（あるいは学校から学校長の任務を遂行する様、指名を受けた者）を任命し、その者に対し以下の行動の許可を与える：
 - 2.1 生徒の医学的、教育や福祉に関する情報を任意の者、関係当局、企業から入手する事。
 - 2.2 学校によって許可、運営される全ての活動に同意を与える事。
 - 2.3 生徒の精神/健康状態に関連があると学校が判断した場合、ニュージーランド滞在中の銀行口座、負債や収入等の財務情報の入手を要求する事。
 - 2.4 医学的緊急時、生徒の保護者や両親に連絡する事が現実的に困難な状況に於いて、生徒の為に必要と思われる処置を許可する事。
3. 生徒に関する法的責任及び法的保護者権は生徒の両親に帰属する。生徒の両親は、生徒がニュージーランドにいる間の重要決定事項に関し、最終的な責任をもつ。
4. 生徒の両親は、学業、医学的、その他、生徒の精神/健康状態に関係していると思われる情報の提供を学校から随時、要求された場合、それを提供する。
5. カイアポイ高校は生徒の安全面、健康面及び精神面に関してできる限りの保証はするが、次項に関しての責任は持たない：
 - 5.1 学校に出席中、あるいは通常のスクールアワー以外の時間において、生徒の宿泊施設内にて生じた、生徒もしくは生徒の所有物に対するいかなる傷害及び損害。
6. 両親への授業サービスの提供に関しての学校の責務は、一年間もしくは各タームなど、授業料が支払われた期間のみとする。
7. 両親は授業料全額及び、追加費用が随時、発生した場合、それらを支払う事に同意する。
8. カイアポイ高校の授業料の払い戻し方針は1991年の教育改正法(No 4)の条項4B(7)に基づいております。
 - 8.1 払い戻しの資格を得る為には、生徒の両親が書面にて学校長に退学の理由を記述、申請しなければならない。

- 8.2 コースの始まる2週間前迄に書面にて解約通知の受理をした場合、下記経費を除く授業料の全額を払い戻します。
- (a) 入学手続きの手数料 NZ\$450
 - (b) エージェントの手数料
- 8.3 コースが開始した後、生徒が退学を希望する場合、下記経費を除く残り期間の授業料を払い戻します。
- (a) 入学手続きの手数料 NZ\$450
 - (b) エージェントの手数料
 - (c) 現タームの授業料及び次タームの授業料。
- 8.4 学校より退学処分になった場合、払い戻しは有りません。
- 8.5 パスポートのステータスが永住権に変更になっても支払われた授業料の払い戻しは有りません。
9. どちらかの当事者において、適正な管理が不能とされる出来事により、このアグリーメントに書かれている義務の遂行が妨げられた場合に限り、いずれの当事者も、このアグリーメントの義務の不履行あるいは違反とは認められない。
10. 両親は、生徒が、学校のホームページに記載されているカイアポイ高校の規則と指針、宿泊に関する規則を遵守することを承知する。学校はその規則、方針を随時、修正する権利を維持する。
11. このアグリーメントに基づく通知等は必ず書面にて、願書に記された住所宛に送付される。ファックスの場合ファックスした日から数えて5日後には受け取ったものとする。
12. 住所、電話番号、家庭環境等に変更があった場合、両親はインターナショナル部に知らせなければならない。
13. 両親はニュージーランドに居住しておらず、ニュージーランドを訪問する場合、その訪問日を学校に知らせる事に同意する。(学校は会計上、情報が必要になる場合が有ります)
14. 両親は以下の事を承諾する事：
- 14.1 学校に提供された全ての個人情報 は学校により集中保管される。
- 14.2 学校にて集められた、もしくは保管された両親または生徒に関する個人情報は、以下の目的で提供、保管、使用及び開示される事が有ります：
- 学校が入学手続きの為、申請された願書进行处理をするため;
 - 授業やそれに付随するサービス、助言や両親にとって興味が有ると学校が判断した製品やサービスに関する情報等を提供するため;
 - 学校が適当だと思われるコミュニケーションを両親と取るため。
- 14.3 1993年制定のニュージーランド プライバシー保護法及び改正法によって、両親は学校に保管された両親及び生徒に関するいかなる個人情報へのアクセス権、及び、修正要求の権利を持っています。
15. このアグリーメントの期限は今学年度のみの適用とする。

ご注意: このアグリーメントの内容は、生徒が外国人留学生用の入学願書に署名する事により同意したものとします。